

告示の概要

これまでに大臣認定を取得した防火区画等を貫通する耐火二層管の口径等、当該貫通部分の防火区画等の仕様を踏まえ、耐火二層管による防火区画等の貫通が可能な条件を防火区画貫通告示に定める。

1. 耐火二層管の口径等について

口径ごとの内管の外径の数値に応じ、満たすべき内管の肉厚、外管の外径、肉厚の数値を定める。

2. 貫通部分の防火区画等の仕様について

給水管等が貫通する床又は壁の構造について、それぞれの構造区分（2時間耐火構造、1時間耐火構造、1時間準耐火構造、45分準耐火構造）ごとに、当該給水管等が当該床又は壁を貫通する部分の被覆の構造方法（材料、厚さ）を定める。

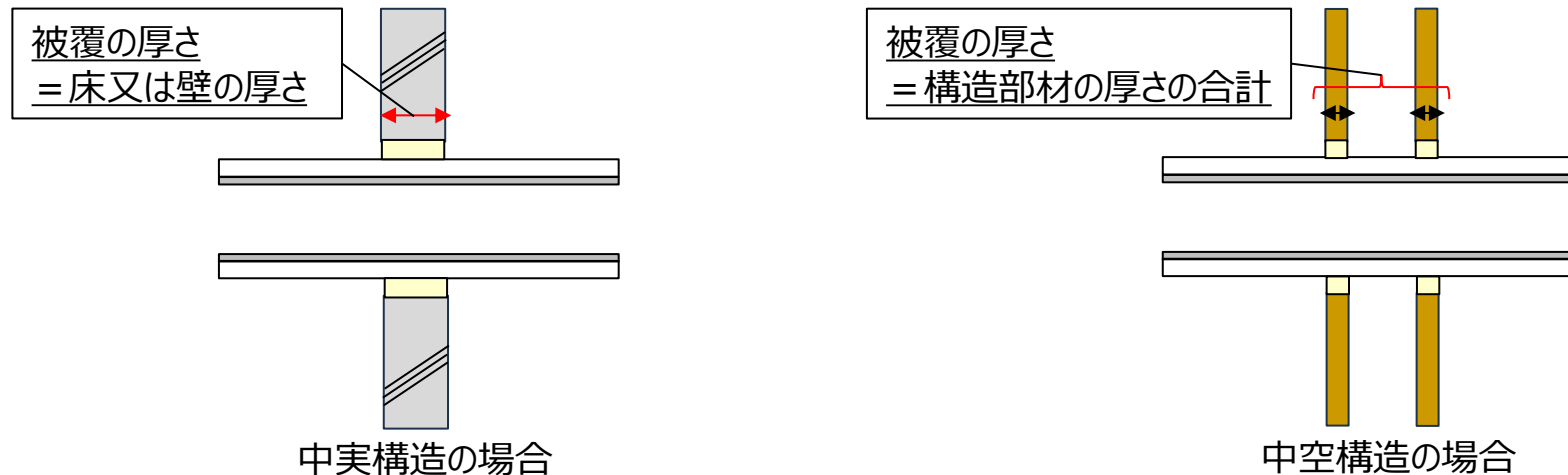


図 給水管等が貫通する部分の被覆の厚さの考え方

告示案について

1. 耐火二層管の口径等について

表 耐火二層管の仕様

外管	繊維モルタル（有機物の量が重量の8パーセント以下のものに限る。）
内管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管のうちVP、HIVP、VU JIS K 6742 水道用硬質ポリ塩化ビニル管のうちVP、HIVP JIS K 6776 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管のうちHT JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管
埋戻し材	建築基準法施行令第112条第20項の規定により、貫通する管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋める

貫通する管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋める

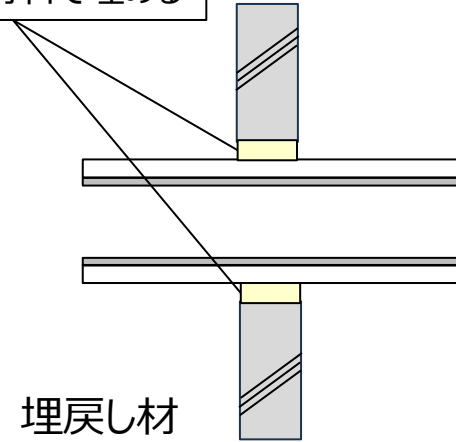


表 耐火二層管の寸法

内管	外径 (mm未満)	27	33	39	49	61	77	90	115	141	166
	肉厚 (mm以上)	3.0	3.5	3.5	1.8	1.8	2.2	2.7	3.1	4.1	5.1
外管	外径 (mm以上)	45.5	45.5	51.5	61	73	89	102	129	156	183
	肉厚 (mm以上)	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.5	7.0	7.5

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件(平12建告第1422号)の一部を改正する告示案について

2. 貫通部分の防火区画等の仕様について

表 貫通を可能とする防火区画等の仕様 (床)

構造区分	耐火区分	下地	構造	被覆の厚さ (mm)
床	耐火120分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	100
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 床に通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	耐火60分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、デッキプレート版	70
			軽量気泡コンクリートパネル 法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 床に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	準耐火60分	木材又は鉄材	表：厚さ12mm以上の合板等の上に厚さが12.5mm以上のせっこうボード等を張ったもの 裏：厚さが12.5mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったもの	—
			令第112条第2項の国土交通大臣の認定を受けたもの	49.5 (24.5+25)
	準耐火45分	木材又は鉄材	表：厚さが12mm以上の合板等の上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード等を張ったもの 裏：厚さが15mm以上の強化せっこうボードを張ったもの	—
			法第2条第7号の2の国土交通大臣の認定を受けたもののうち令第107条の2第1号から第3号までに掲げる技術的基準に適合するもの	36.5 (21.5+15)

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件(平12建告第1422号)の一部を改正する告示案について

2. 貫通部分の防火区画等の仕様について

表 貫通を可能とする防火区画等の仕様 (壁)

構造区分	防耐火区分	下地	構造	被覆の厚さ (mm)
壁	耐火120分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造	100
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 壁に通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの □ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	耐火60分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、軽量気泡コンクリートパネル	75
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 壁に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの □ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	75
	準耐火60分	木材又は鉄材	両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの	—
			令第112条第2項の国土交通大臣の認定を受けたもの	50 (25+25)
	準耐火45分	木材又は鉄材	両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードの上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの	—
			両側に厚さが9.5mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12.5mm以上のせっこうボードを張ったもの	—
			法第2条第7号の2の国土交通大臣の認定を受けたもののうち令第107条の2第1号から第3号までに掲げる技術的基準に適合するもの	44 (22+22)